大阪労働局 Press Release

東大阪労働基準監督署発表令和 7年 10月 24日

【照会先】 東大阪労働基準監督署 06-7713-2025

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(安全措置を講じていないプレス機械を使用させた疑い)

令和7年10月24日、東大阪労働基準監督署(署長 前場 由美)は、下記のとおり、株式会社ノチダほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社ノチダ(以下「被疑会社」という。) 本社所在地 八尾市老原 事業内容 金属加工品製造業
- (2) 同社製造部部長A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに 労働安全衛生法違反 同法第20条第1号 同法第27条第1項 労働安全衛生規則第131条第2項 同法第119条第1号(罰則) 同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の製造部を統括し労働者の安全を管理する者ですが、令和7年6月2日、労働者Bに圧力能力80トンのプレス機械を用いて金属部品のプレス加工作業を行わせるにあたり、同プレスの危険箇所に安全装置を取り付ける等必要な措置を講じなければならないのに、安全装置を危険箇所の一部(正面)にしか取り付けず、もって労働者の安全を確保するため必要な措置を講じなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 上記の結果、労働者Bに隣接して別の作業を行っていた労働者Cの片手が上記プレス機械の側面から金型内に入り、同金型に挟まれ、指3本を切断する労働災害が発生している。
- (2) 適用法条文は別紙のとおり。

労働安全衛生法(抄)

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

二~三 (略)

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第 三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、 第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条 第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、 第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の 四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一 項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項 (第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二 項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(順間)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は 第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し ても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則(抄)

(プレス等による危険の防止)

第百三十一条 事業者は、プレス機械及びシヤー(以下「プレス等」という。)については、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が 危険限界に入らないような措置を講じなければならない。ただし、スライド又は刃物に よる危険を防止するための機構を有するプレス等については、この限りでない。

- 2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。
 - ー プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに 作業の方法に応じた性能を有するものであること。
 - 二 両手操作式の安全装置及び感応式の安全装置にあつては、プレス等の 停止性能に応じた性能を有するものであること。
 - 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであること。

3 (略)